

## 東浦町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、新規に婚姻した世帯における経済的不安の軽減及び地域における少子化対策の推進に資することを目的として、当該世帯に対して予算の範囲内において交付する東浦町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。
- (2) 住居費用 婚姻を機に、婚姻日の3月前の日又は令和3年1月1日のいずれか遅い日から令和4年2月28日までの間に支払った住宅の新築若しくは購入（以下「新築等」という。）又は住宅の賃借に係る費用であって、住宅の新築等をする場合にあつては当該住宅の取得に係る金額、住宅の賃借をする場合にあつては当該住宅の賃借に係る賃料（1か月分に限る。）、敷金、礼金（保証金等これらに類する費用を含む。）、共益費（1か月分に限る。）及び仲介手数料を合わせた額から当該住宅に係る1か月分の住宅手当の額を控除して得た額をいう。
- (3) 引越費用 婚姻を機に、婚姻日の3月前の日又は令和3年1月1日のいずれか遅い日から令和4年2月28日までの間に本町内の新築等又は賃借をする住宅（以下「補助対象住宅」という。）に引越した際に要した引越業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学等のために貸与された資金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新婚世帯である者とする。

(補助要件)

第4条 補助金の交付の要件は、次の各号に掲げる要件とする。

- (1) 新婚世帯の夫婦双方が補助対象住宅の所在地に住所を有すること。
- (2) 補助対象住宅が、次のいずれにも該当すること。
  - ア 本町の市街化区域内にあること。
  - イ 名義人（賃借の場合にあつては契約名義人）に新婚世帯の夫又は妻が含まれていること。ただし、新婚世帯の夫又は妻が含まれた名義で契約できないやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
  - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準を満たしていること。

エ 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正後の建築基準法施行令の施行日以後に建築確認を受けた住宅又は交付申請時までに同令による耐震性が確保されていることが証明できる住宅であること。  
オ 交付申請時の世帯の人数に応じた最低居住面積水準（住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき策定された住生活基本計画において定められている最低居住面積水準をいう。）以上の住戸専用（専有）面積の住宅であること。

カ 新築等の場合にあつては、次のいずれにも該当していないこと。

（ア）賃貸を目的とするものでないこと。

（イ）公共工事に伴う移転補償等の補てんを受けていないこと。

キ 賃借の場合にあつては、所有者が新婚世帯の夫又は妻の3親等以内の親族でないこと。

（3）新婚世帯所得（令和2年分の新婚世帯の夫婦双方の所得を合算した額（申請時において無職の場合にあつては、所得がないものとみなす。）をいう。以下同じ。）から貸与型奨学金の令和2年における年間返還額を控除した額が622万円未満であること。

（4）新婚世帯の夫婦双方が、次のいずれにも該当していること。

ア 婚姻日における年齢が39歳以下であること。

イ 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。

ウ 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

エ 三世代近居等定住促進補助金の交付を受けていないこと。

オ 本町に引き続き住み続ける意思があること。

（5）補助対象者の世帯の構成員全員が、次のいずれにも該当していること。

ア 町税の滞納がないこと。

イ 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと又は同条第1号に規定する暴力団又は当該暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、住居費用と引越費用を合わせた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、次に掲げる額を限度とする。

（1）新婚世帯所得が400万円未満の場合 30万円

（2）新婚世帯所得が400万円以上622万円未満の場合 15万円

2 補助対象期間は、令和3年1月1日から令和4年2月28日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、その原因となる日が属する月の末日）までとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、令和3年6月1日から令和4年2月28日までに町長に提出するものとする。

- (1) 新婚世帯の婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
  - (2) 新婚世帯の住民票
  - (3) 新婚世帯の夫婦双方の令和3年度の所得証明書
  - (4) 新婚世帯の夫婦の双方又は一方が令和2年中に離職した者であって申請時に無職のものにあつては、退職証明書等の離職したことが確認できる書類
  - (5) 貸与型奨学金の貸与を受けている者にあつては、令和2年の貸与型奨学金の返還額が確認できる書類
  - (6) 住宅の新築等の場合にあつては、請負契約書又は売買契約書の写し
  - (7) 住宅の賃借をする場合にあつては、次に掲げる書類
    - ア 住宅手当支給状況証明書（様式第2）等の補助対象住宅に係る住宅手当の額が確認できる書類
    - イ 補助対象住宅の賃貸借契約書の写し
  - (8) 補助対象住宅が新耐震基準に適合していることが確認できる書類
  - (9) 補助対象住宅の所在地及び住戸専用面積が確認できる書類
  - (10) 領収書の写し等の住居費用及び引越費用が確認できる書類
  - (11) 世帯の構成員のうち納税義務のある者全員の町税の未納がないことが確認できる書類
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、本町が保有する公簿により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略することができる。
  - 3 申請は、新婚世帯の一方のみがすることができるものとし、新婚世帯につき1回限りとする。
  - 4 補助対象住宅が複数ある場合にあつては、そのうちいずれかの補助対象住宅に係る住居費用分及び引越費用分のみ交付の申請ができるものとする。

（交付決定）
- 第7条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、東浦町結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付することができるものとする。

（実績報告等）
- 第8条 町長は、第6条の規定による申請があつたときは、実績報告があつたものとみなす。
- 2 補助金の額の確定の通知は、決定通知書をもって、これに代えるものとする。

（補助金の請求及び交付）
- 第9条 町長は、第6条の規定による申請があつたときは、第7条1項の規定により

通知した交付決定額について請求があったものとみなし、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 第8条の規定により確定した額に対して、既に交付されている補助金の額が超えているとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正な行為により、交付決定を受けたとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条及び第10条の規定は、同日以後もなお効力を有する。

様式第1（第6条関係）

東浦町結婚新生活支援補助金交付申請書

年 月 日

東浦町長

住所

氏名

電話番号

東浦町結婚新生活支援補助金交付要綱の規定により、下記のとおり申請します。

また、私と配偶者は「4 同意及び誓約項目」の内容について同意・誓約します。

記

1 申請者等

	氏 名	生 年 月 日	婚姻時の年齢
申請者		年 月 日	歳
配偶者		年 月 日	歳
婚 姻 届 提 出 日		年 月 日	
新居に住居票をおいた日	(夫)	年 月 日	
	(妻)	年 月 日	
所得（貸与型奨学金を返還した場合はその金額を控除後）	(夫)	円	(合計) 円
	(妻)	円	
住居費用 (購入)	契約締結年月日	年 月 日	
	契約金額		円
	支払済額 (A)		円
住居費用 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日	
	家 賃 (B)	月額	円
	住宅手当 (C)	月額	円
	実質家賃負担額 (D)	月額 (B) 円 × か月 - (C)	円
	敷 金 (E)		円
	礼 金 (F)		円
	共 益 費 (G)	円 × か月	円
引越費用	仲介手数料 (H)		円
	引越しを行った日	年 月 日	
	費 用 (I)		円
	合 計 (J)		円

<p style="text-align: center;">補助申請額</p> <p>※(J)と30万円(世帯所得400万円未満の場合) 又は15万円(世帯所得400万円以上622万円 未満の場合)を比較し、低い方を記入 ※1,000円未満の端数は切り捨て</p>	円
---	---

2 世帯の状況

(フリガナ) 氏名	続柄 年齢	生年月日	(フリガナ) 氏名	続柄 年齢	生年月日
	歳			歳	
	歳			歳	
	歳			歳	

3 補助金の振込先 ※口座名義については必ず申請者氏名と一致すること。

金融機関名	支店名	預金の種別								
銀行・金庫 信組・信連 農協・漁協	本店 支店 出張所	普通 当座 その他 ( )								
口座番号	(フリガナ) 口座名義									
<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>										

4 同意及び誓約項目

<p style="text-align: center;">同意及び 誓約項目</p> <p>※該当する項目 にはレ点、該当 しない項目には ×を記入</p>	<p><input type="checkbox"/>本町に引き続き住み続ける意思があります。</p> <p><input type="checkbox"/>私と私の世帯構成員は、町がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私と私の世帯構成員の戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得及び町税の納付状況について東浦町関係各課に照会することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還いたします。</p> <p><input type="checkbox"/>私は現在就職していません。※現在無職の方の氏名を記入してください。 氏名 _____</p> <p><input type="checkbox"/>私は現在住宅手当を受給していません。※現在働いている方で住宅手当支給をされていない方の氏名を記入してください。 氏名 _____</p> <p><input type="checkbox"/>本要綱に記載された事項に反していません。</p>
--	--

様式第2（第6条関係）

住宅手当支給状況証明書

年 月 日

（宛先）東浦町長

給与等の支払者 所在地  
名称  
氏名  
電話番号

下記のとおり住宅手当支給状況を証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

住宅手当	支給開始年月 年 月
	月額 円（ 年 月現在）

3 連絡先

部署名			
電話番号		担当者名	

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等です。
- 2 直近の住宅手当月額を記入してください。

様式第3（第7条関係）

東浦町結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、下記のとおり決定したので、東浦町結婚新生活支援補助金交付要綱の規定により下記のとおり通知します。

記

1 決定内容

- (1) 交付・不交付
- (2) 交付金額

2 交付条件又は不交付の理由